

【主な関係法令と規制緩和等の内容】（本体52～54ページ）

| 関係法令  | 緩和の内容                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旅館業法  | 農家民宿を営む施設については、簡易宿所営業の客室延床面積の基準（33㎡以上が必要）を適用除外とする。<br>（つまり、33㎡未満であっても、許可を受けることができます。）                                                |
| 道路運送法 | 農家民宿の宿泊サービスの一環として行う送迎輸送やその一環として行う周遊案内は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。                                                                    |
| 旅行業法  | 農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。<br>※運送サービスは宿泊事業者が利用者を対象に、近隣施設や駅・空港等への運送を無償で行う場合のみ可能（「無償運送」に該当する範囲等の詳細は、P27 参照）。 |
| 建築基準法 | 客室の床面積の合計が 33㎡未満で、各客室から直接外部に容易に避難できる等、避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上「旅館」として取り扱わない。                                                    |
| 消防法   | 従来は、農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置が義務付けられていたが、地域の消防庁又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能とされた。（一般住宅を活用する場合の特例の適用）                                     |
| 農地法   | 従来は、民宿経営は農地所有適格法人の行う農業関連事業の範囲外であったが、当該事業に農業体験施設の設置・運営や民宿経営が追加され、農地所有適格法人の事業要件を満たすことが可能とされた。                                          |
| 食品衛生法 | 農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、食品衛生法に基づく営業許可が不要であることが明確化された。                                                              |

【農家民宿に興味を持ったときのご相談先】

| 相談先          | 電話番号         | 管轄地域                         |
|--------------|--------------|------------------------------|
| 河内農業振興事務所    | 028-626-3076 | 宇都宮市、上三川町                    |
| 上都賀農業振興事務所   | 0289-62-5236 | 鹿沼市、日光市                      |
| 芳賀農業振興事務所    | 0285-82-4720 | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町          |
| 下都賀農業振興事務所   | 0282-23-3425 | 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町          |
| 塩谷南那須農業振興事務所 | 0287-43-1252 | 矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町 |
| 那須農業振興事務所    | 0287-23-2151 | 大田原市、那須塩原市、那須町               |
| 安足農業振興事務所    | 0283-23-1455 | 足利市、佐野市                      |
| 県農村振興課       | 028-623-2333 | 県内全域                         |

農家民宿開業ガイド  
（概要版）



写真提供：（公財）栃木県観光物産協会

本書は、農家民宿※を開業する上で検討すべきことや具体的な手続きをまとめた「農家民宿開業ガイド」本体の内容のうち、特に重要な箇所のみを抜粋して作成したものです。

本書で農家民宿の開業に関する手続の大枠を把握していただき、次に「本体」の詳細箇所をご確認や、「ご相談先」へのお問い合わせを行っていただけますと幸いです。

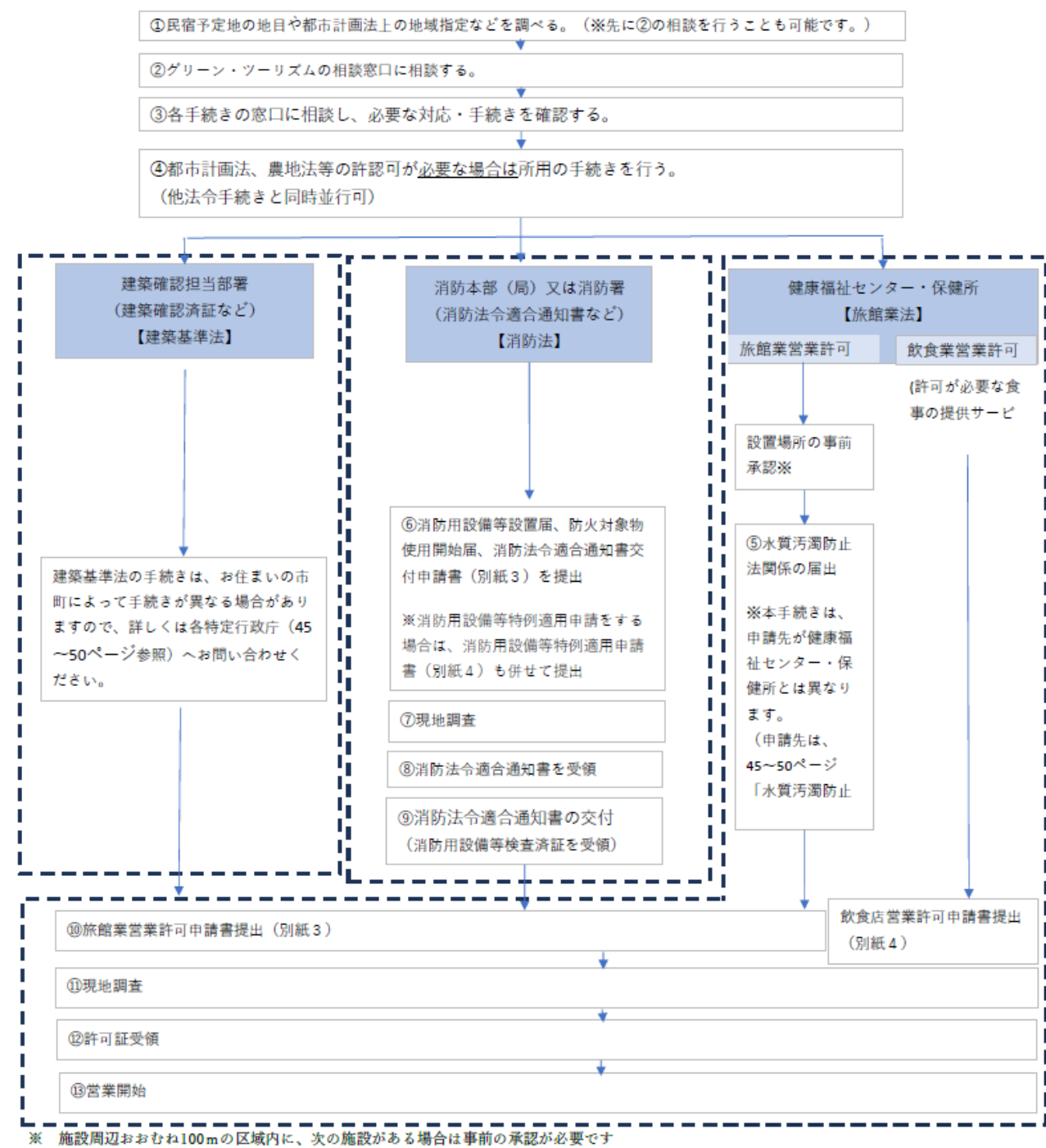
当ガイドブックをきっかけに、今後県内各地で農家民宿の取組が広がり、本県農業・農村の魅力が国内外に伝わるとともに、農村地域の稼ぐ力が高まることを期待します。

※**農家民宿**…農家などが、自宅などにお客さまを宿泊させ、農業等体験サービス（概要） 併せて提供（又はあっせん）するもの（原則、許可や届出が必要）



【基本的な開業手順フロー】（本体17ページ）

★ポイント…開業までの流れとして、「都市計画法」、「農地法」、「建築基準法」、「消防法」、「水質汚濁防止法」など各法令の担当窓口（本体52～54ページ参照）へ相談や申請を行った上で、旅館業法又は住宅宿泊事業法の担当窓口へ申請又は届出を行うことが必要です。



※ 施設周辺おおむね100mの区域内に、次の施設がある場合は事前の承認が必要です

1 学校教育法第1条に規定する学校

2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

3 図書館法第2条第1項に規定する図書館

4 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

5 公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので知事が指定するもの

6 公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので宇都宮市長が指定するもの（宇都宮市内で開業する場合）

【「農家民宿」の各種分類】（本体31ページ）

★ポイント…開業のためには、「旅館業法上の許可」又は「住宅宿泊事業法上の届出」のどちらかが必要となります。  
なお、住宅宿泊事業法には、「営業日数」や「家主不在時の管理業者への委託」など、旅館業法にはない制限もあります。

| 区 分<br>項 目                    | 民 泊                         |          | 民 宿                                          |        |
|-------------------------------|-----------------------------|----------|----------------------------------------------|--------|
|                               |                             |          | 簡易宿所                                         | 特例簡易宿所 |
| 客室延床面積                        | 50 ㎡超                       | 50 ㎡以下※1 | 33 ㎡以上                                       | 33 ㎡未満 |
| 法 律                           | 住宅宿泊事業法（届出）                 |          | 旅館業法（許可）                                     |        |
| 営業日数                          | 年 180 日以下                   |          | 制限なし                                         |        |
| 台 所                           | 必 要                         |          | 必ずしも必要としない                                   |        |
| 入浴設備                          | 必 要                         |          | 公衆浴場近隣の場合を除き原則必要                             |        |
| 便 所                           | 必 要                         |          |                                              |        |
| 洗面設備                          | 必 要                         |          |                                              |        |
| 食品衛生法の扱い                      | 飲食を提供する場合は営業専用の調理室の設置と許可が必要 |          |                                              |        |
| 消防法の扱い                        | 宿泊施設                        | 住 宅※1    | 【33 ㎡以上 50 ㎡以下】<br>住宅<br>【50 ㎡超】<br>宿泊施設     | 住 宅    |
| 消防法の措置                        | 自動火災報知設備等の設置                | 個別に判断    | 【50 ㎡以下】<br>個別に判断<br>【50 ㎡超】<br>自動火災報知設備等の設置 | 個別に判断  |
| 水質汚濁防止法<br>（特定施設の届出）          | 不 要                         |          | 必 要                                          |        |
| 開業場所<br>（都市計画法）               | 工業専用地域以外                    |          | 第一種低層住居専用地域など 8 地域<br>※2 以外                  |        |
| 外国人対応                         | 設備の使用方法等の外国語案内              |          | 規定なし                                         |        |
| 近隣住民との<br>トラブル防止措置            | 必 要<br>（宿泊者への説明・苦情対応義務）     |          | 規定なし                                         |        |
| 家主不在時の<br>管理業者への委託            | 必 要                         |          | 規定なし                                         |        |
| 送迎サービス                        | 可 能                         |          |                                              |        |
| 農山漁村余暇法<br>（農山漁村体験民<br>宿業の登録） |                             |          |                                              |        |
| 自らが提供する<br>体験ツアーの販売           | 可 能                         |          | 可 能                                          |        |

※ 1 家主不在の場合は消防法上の「宿泊施設」に該当する。

※ 2 農家民宿開業ガイド本体32ページ参照。